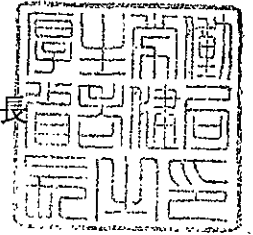




老発0208第1号  
平成23年2月8日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



介護政策評価支援システムの周知依頼等について

介護政策評価支援システムについては、従前より、NPO法人地域ケア政策ネットワークが運用していたが、平成23年度より老健局が開発、運用を行うこととなった。ついては、貴管内保険者等に対し当該システムの周知を依頼するとともに、各都道府県においても積極的な活用をお願いする。

なお、利用方法等の詳細については平成23年2月22日に行われる全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において説明する。

## 1. 介護政策評価支援システムについて

### (1) 現状及び今後の予定

#### ア 現状

介護政策評価支援システム（以下、「支援システム」という。）とは、介護保険制度において各市町村等が行う政策について、資源導入、結果、成果を各市町村等が客観的・科学的に評価することを支援するシステムである。

各市町村等において、それぞれデータを入力すると、各種政策評価指標を算出し、表やグラフで示すことにより、保険給付と保険料のバランス分析、認定率のバランス分析、要介護度別のサービス利用のバランス分析、サービスのトータルバランス分析等の分析評価を行う助けとなるアプリケーションをダウンロードできる仕組みとなっている。

#### イ 今後の予定

NPO法人地域ケア政策ネットワーク（以下、「C2P」といいます。）が運用する現行の支援システムは平成23年3月末で運用を終了し、平成23年度以降は、国において新しい支援システムの運用を行う予定である。

基本的に支援システムの利用は任意であるが、介護保険事業の政策評価に是非とも役立てていただきたい。一人当たり給付額の推移や、参加保険者全体の平均と比べたサービス特性の位置等が明確にわかるシステムであるため、長期計画を立てる際等には非常に有用なシステムとなっている。PCと接続できる環境があれば通常は利用可能であるため、現在利用していない場合でも、当方まで連絡いただき、諸手続きを行えば、利用が可能となる。各都道府県及び各市町村等においてシステムが幅広く利用されることを期待している。

## (2) 現行の支援システムと新しい支援システムとの違い

### ア システム構成の違い

C2Pでは業者にサーバーを設置し、通信方法としてインターネットを利用して運用していたが、新しい支援システムでは、厚生労働行政総合情報システム(WISH)内にサーバーを設置し、総合行政ネットワーク(LGWAN)等を利用した方法に変更する予定である。(別紙1、別紙2参照)

### イ 変更・データの移行について

平成23年3月末でC2Pが運用している現行の支援システムは終了することになるが、現在C2Pが運用している現行の支援システムに登録されているデータの移行については行わない予定である。

### ウ システムの表示内容について

政策指標等の表示内容については、レイアウト等が変わるものの大幅な変更は行わない予定である。

なお、システムから得られる具体的な各種政策指標や表示されるグラフ等については別紙3の例示を参照していただきたい。

## (3) 利用する都道府県及び市町村等での作業

利用する都道府県及び市町村は、申請作業等が必要となるため、別紙4の介護政策評価支援システム作業手順書を参照していただきたい。

#### (4) その他

##### ア 開発テスト

新しい支援システムについては、いくつかの都道府県、市町村等に対し、開発段階でのテスト参加を既にお願ひしている。テストに参加可能な場合には「イ 問い合わせ先」に連絡をいただきたい。

##### イ 問い合わせ先

厚生労働省老健局総務課

課長補佐 大野

電話：03-5253-1111（内3916）

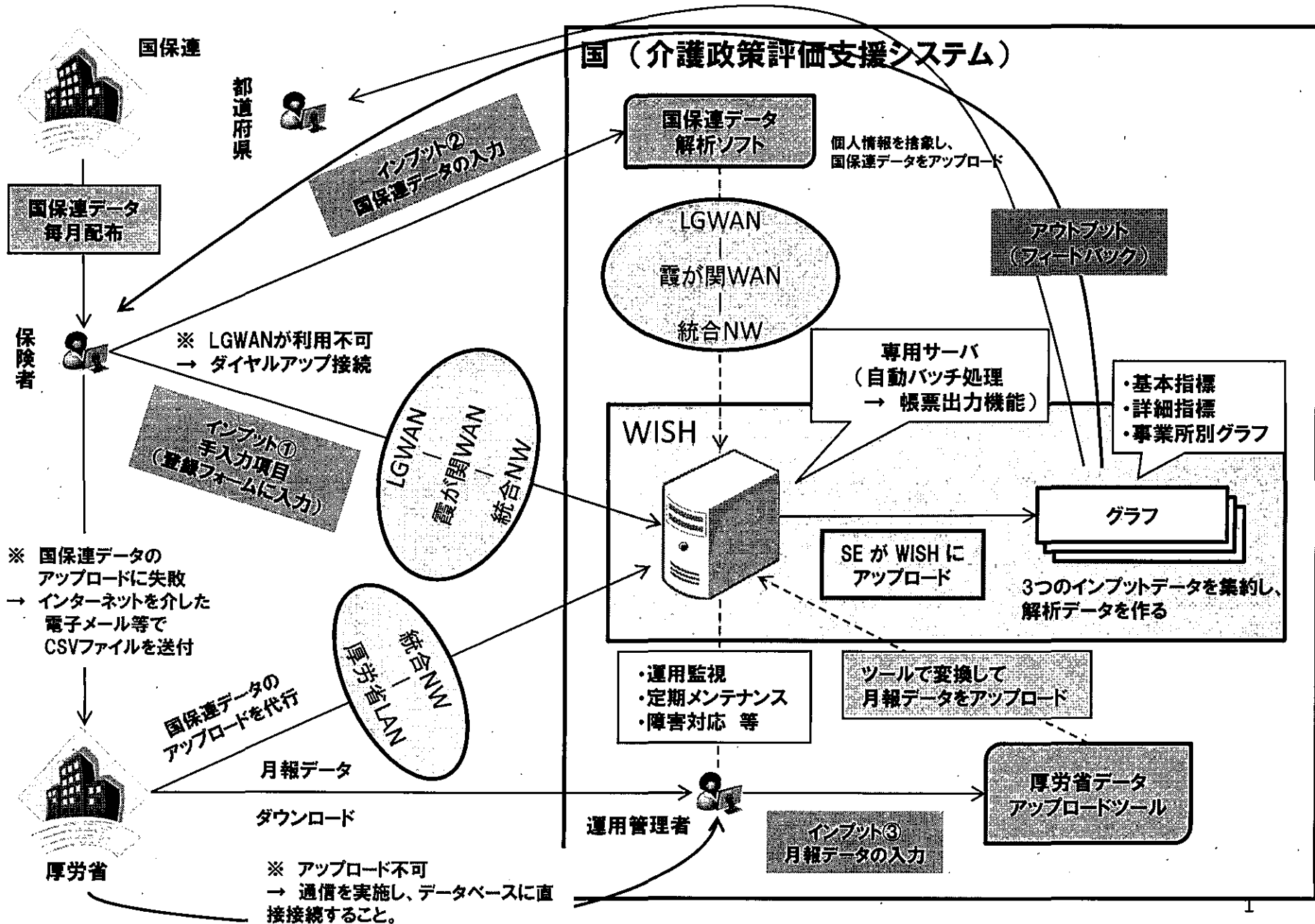
e-mail：kaigohyokasien@mhlw.go.jp

（e-mailでの問い合わせの場合、件名を「問合」とすること。）

なお、平成23年度以降のシステム開発後の保守、運用については、介護保険計画課計画係で行う予定となっている。

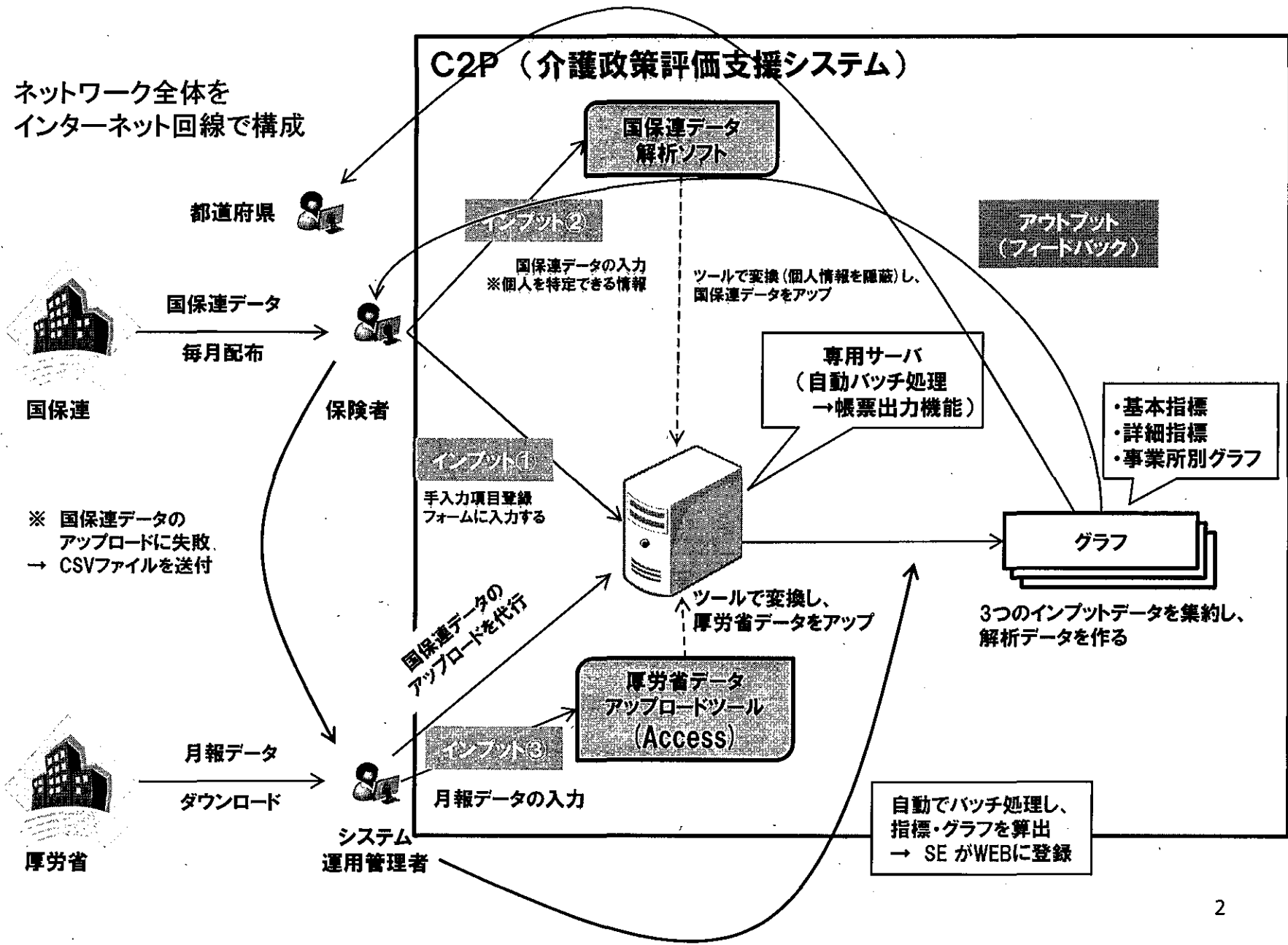
# 新・介護政策評価支援システムの概要図

(別紙1)

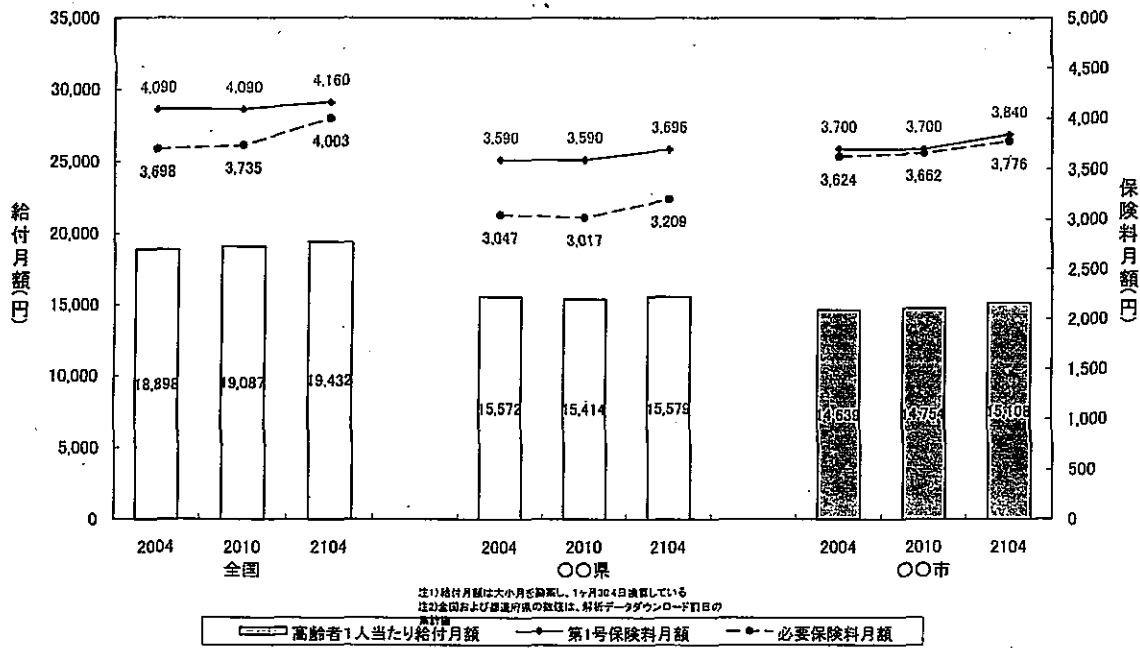


# 旧・介護政策評価支援システムの概要図

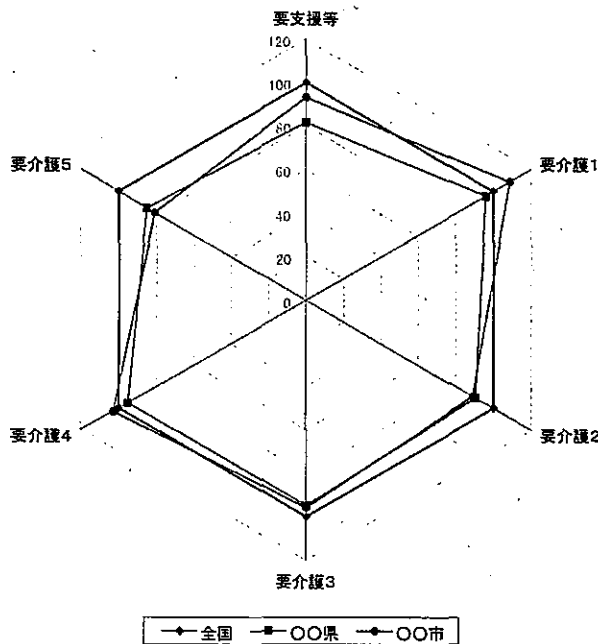
(別紙2)



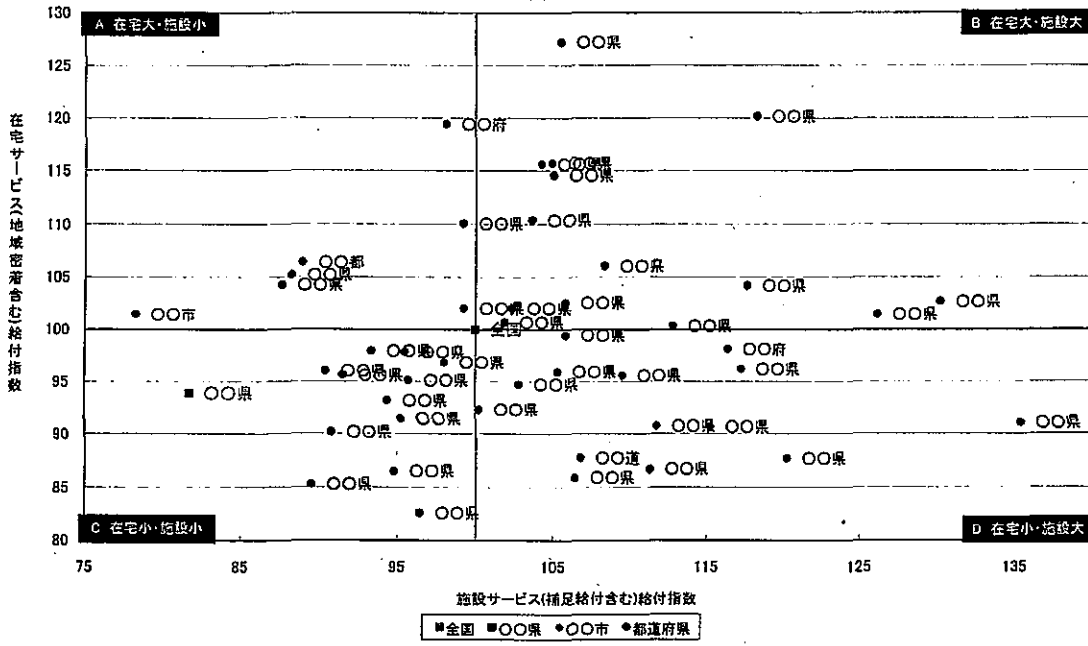
指標A 高齢者1人当たり保険給付月額・第1号保険料月額・必要保険料月額(平成21年04月)



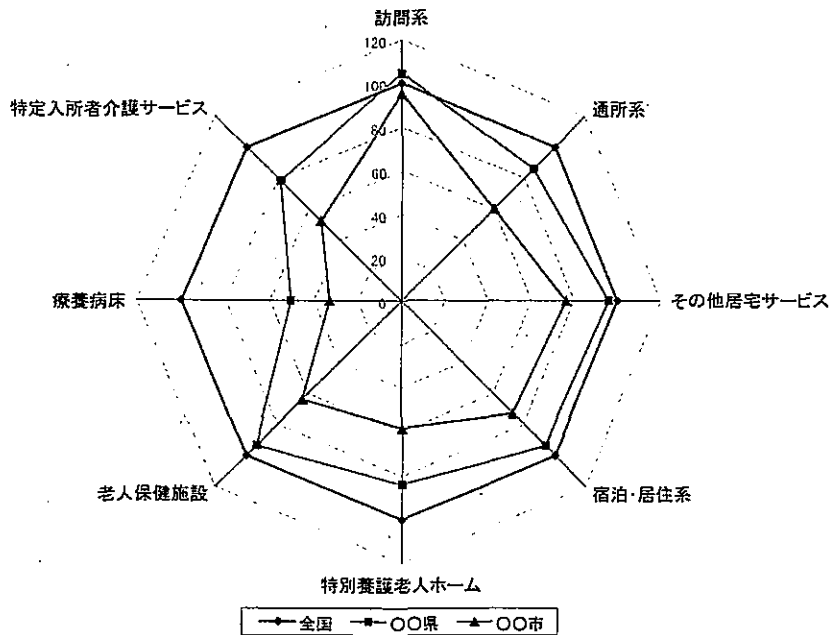
指標B 第1号被保険者の要介護度別認定率指数(全国平均=100)(平成21年04月)



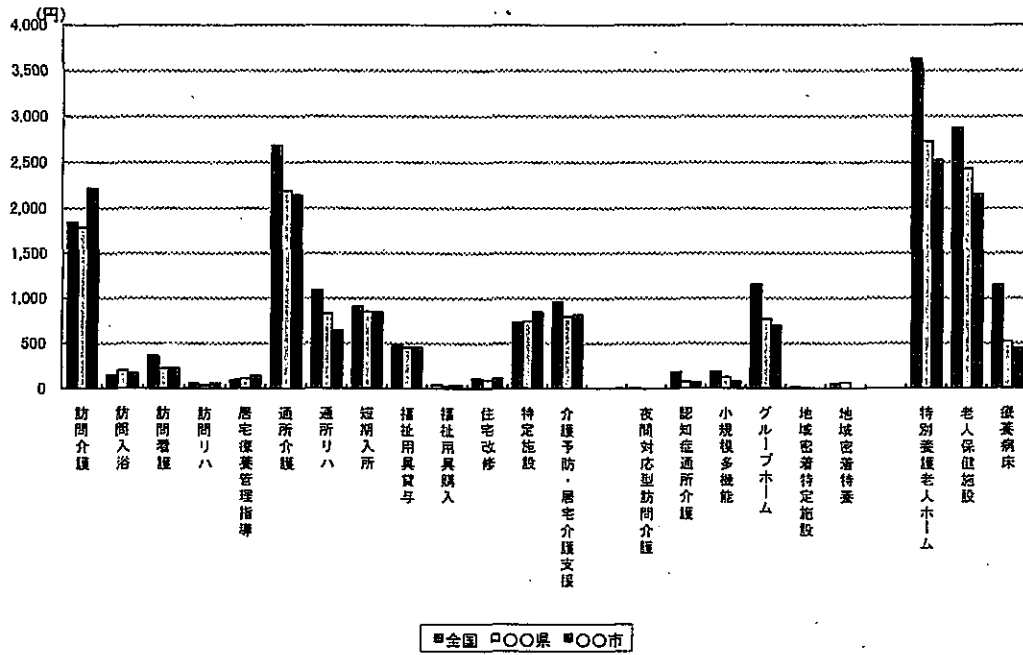
指標C 高齢者1人当たり在宅サービス・施設サービス給付指数(平成21年04月)



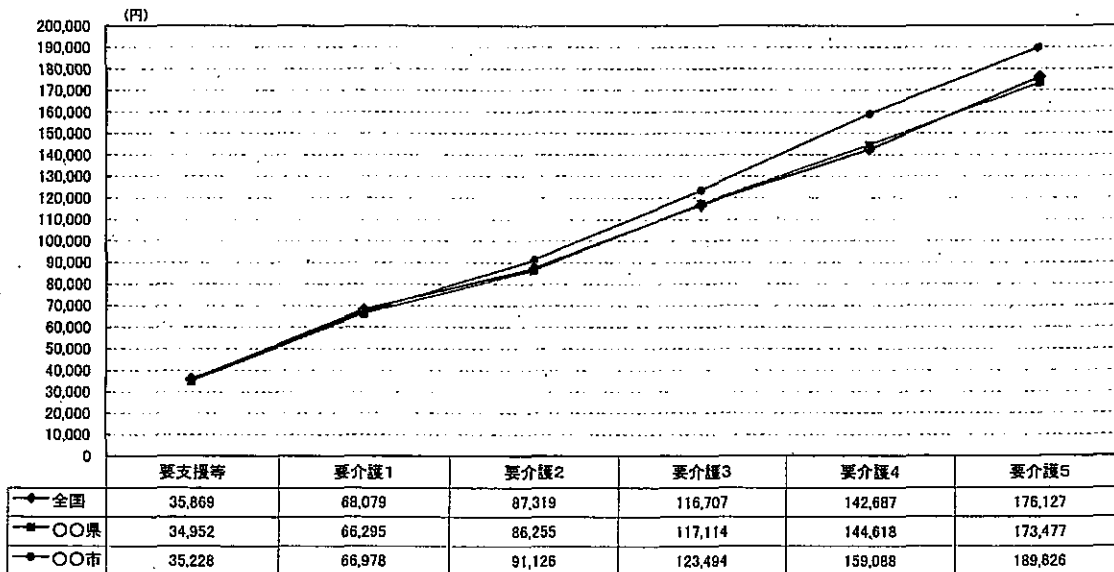
指標D サービス系列別高齢者1人当たり給付指数(平成21年04月)



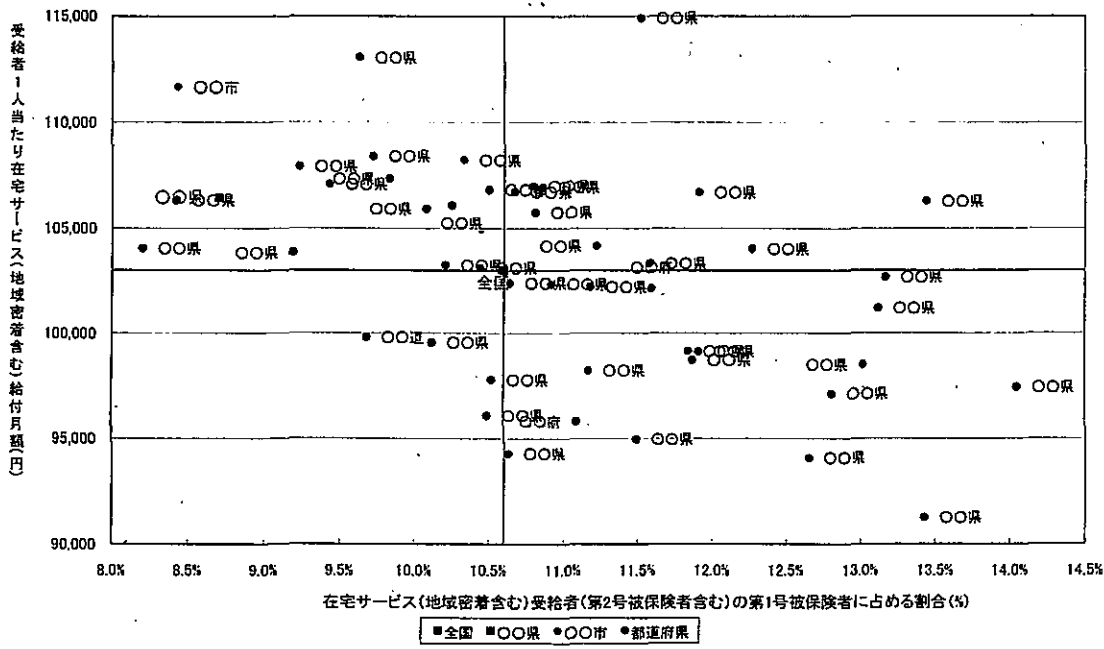
指標E サービス種類別高齢者1人当たり給付月額(平成21年04月)



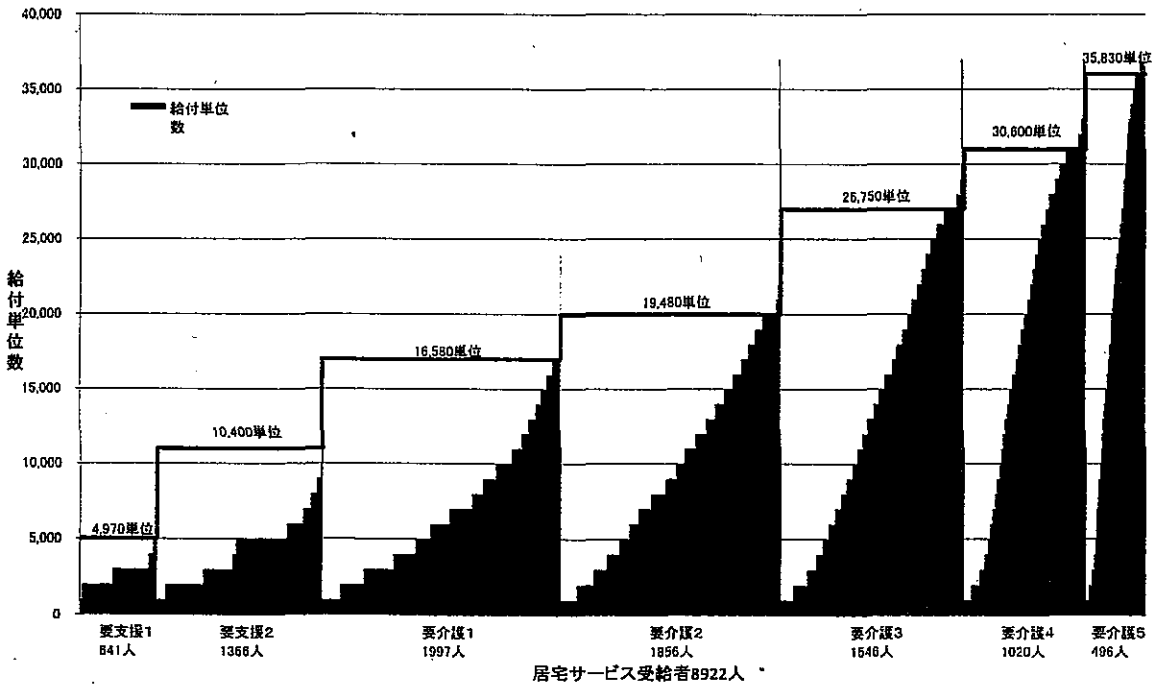
指標F 要介護度別在宅サービス(地域密着含む)受給者1人当たり給付月額(平成21年04月)



指標G 在宅サービス受給率と在宅サービス受給者1人当たり給付月額(平成21年04月)



指標H 要介護度別居宅サービス受給者の給付単位数分布(平成21年4月)(〇〇県〇〇市)



## 介護政策評価支援システム作業手順書

### I システム環境の構築

以下のシステム環境があることを確認してください。環境がない場合には新たに構築する必要があります。

#### 1. クライアントアプリケーションの推奨動作環境

- ・OS : Windows XP / Windows Vista / Windows 7
- ・エクセル : EXCEL2000 以上
- ・メモリ : 空き512MB以上 (政令指定都市など大規模な自治体においては、1GB以上を推奨)
- ・ブラウザ : Internet Explorer 6.0 以上

#### 2. 通信環境

L G W A N 経由の接続を基本としますが、ダイヤルアップ接続等も可能となっております。

##### (1) L G W A N 経由接続

大変恐縮ですが、L G W A N の接続環境については、財団法人日本自治情報センターのホームページ

<http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/>

に掲載されています

<http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/15,8844,39.html>

等を参考にして下さい。(参考資料参照)

##### (2) ダイヤルアップ接続 (TCP / IP 通信。接続には、10円 / 1分等接続料金がかかります。)

W I S H とは、ダイヤルアップ (I S D N、公衆回線) により接続することが可能です。以下の説明を参考にして下さい。

##### ① I S D N 回線による接続

I S D N回線 (INSネット64) を利用してW I S Hに接続することができます。新規にI S D Nを導入する場合は、同期でご利用下さい。

(メリット)

通信速度が通常の公衆回線よりも速く、通信時間が短縮できるため経済的。I S D N 1回線で公衆回線またはF A X回線とパソコン通信同時に利用できるため、回線を2本敷設する必要がなく経済的 ⇒ 既存の電話回線またはF A X回線をI S D N回線に切り替えることによりこの回線1本でパソコン通信も同時に利用可能 (電話番号は継続利用可)

(前提条件)

- ・ 通信機器 (D S U内蔵T A) が必要
- ・ 回線敷設工事または回線切替工事が必要
- ・ 発信番号通知が可能なこと
- ・ 0 0 8 8 発信が可能なこと

## ②公衆回線による接続

公衆回線を利用してW I S Hに接続することができます。

(メリット)

導入が容易

(前提条件)

- ・ 通信機器 (モデム) が必要
- ・ 回線敷設工事または回線切替工事が必要
- ・ 発信番号通知が可能なこと
- ・ 0 0 8 8 発信が可能なこと

## <留意事項>

P CにL A Nボードが標準装備されている場合、またはL A N上のP Cからダイヤルアップ接続を行う場合には、W I S HとのI Pアドレスの重複を避けて設定する必要があります。具体的には、P C及びL A N側のI Pアドレス体系を次の体系のいずれかに変更して下さい。

| クラス | IPアドレス                       | サブネットマスク      |
|-----|------------------------------|---------------|
| A   | 10.0.0.0 ~ 10.255.255.255    | 255.0.0.0     |
| B   | 172.18.0.0 ~ 172.31.255.255  | 255.255.0.0   |
| C   | 192.168.0.1 ~ 192.168.99.255 | 255.255.255.0 |

※ダイヤルアップルータ経由で接続する場合には、ダイヤルアップルータのNAT（IPマスカレード）機能を使用し、ダイヤルアップルータに割り当てられたWISHのアドレスに変換して通信を行うようにして下さい。

<ダイヤルアップ接続情報に関してのお問い合わせは>

WISHヘルプデスク 04-7140-3140

### (3) その他

それ以外の接続方法を希望する場合には、下の問い合わせまでお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

厚生労働省老健局総務課

課長補佐 大野

電話：03-5253-1111（内3916）

e-mail：kaigohyokasien@mhlw.go.jp

（e-mailでの問い合わせの場合、件名を「問合」とすること。）

## II システム構成の違いに伴い必要となる申請

### 1. 利用登録申請及びWISH-IDの登録申請

2つの申請はまとめて同じフォームで行います。件名は「利用登録」し、本文に、

①都道府県名（市町村、広域連合の場合も都道府県名を記載して下さい  
「〇〇県」のように、「県」等も記入願います。）

②保険者名（都道府県の場合は都道府県名、市区町村の場合は市区町村

名、広域連合の場合は広域連合名を記載して下さい。「〇〇市」のように「市」等も記入願います。）

- ③所管部署名（部局、課、係名を記載して下さい。）
- ④W I S H利用責任者名（フルネームで、姓と名の間はスペースを入れ記載して下さい。）
- ⑤W I S H利用者名（フルネームで姓と名の間はスペースを入れて記載して下さい。複数の場合は、改行せずに句点「、」で区切って下さい。）
- ⑥W I S H接続方法（LGWAN利用の場合は「LGWAN」、ダイヤルアップ接続の場合は発信元電話番号（半角、間はハイホン“-”で繋いで下さい。）を記載して下さい。）
- ⑦連絡担当者名（フルネームで姓と名の間はスペースを入れて下さい）
- ⑧担当者連絡先所在地郵便番号（〒マークは不要です。半角、間はハイホン“-”で繋いで下さい。）
- ⑨担当者連絡先所在地（全角で記載してください。）
- ⑩担当者電話番号（半角、間はハイホン“-”で繋いで下さい。内線は括弧内に記入して下さい。）
- ⑪担当者e-mailアドレス（半角。担当部署のアドレスでも問題ありません。連絡が取れるアドレスを記載して下さい。）

の順に連番を付けずに、左詰めで1行ずつ改行して記載した電子メールを、問い合わせ先でもある、

kaigohyokasien@mhlw.go.jp

までお送り下さい。

随時受け付けておりますが、IDの発行手続きに時間がかかることから、平成23年3月9日（水）までにお送りいただいたものについて、最初の申請手続きを行い、以後にお送りいただいたものについては、ある程度まとまった件数となったところか月末かどちらか早いタイミングで申請する予定です。

（例）件名：利用登録

本文：東京都

厚生労働市

介護保険課

厚労 太郎

厚労 太郎、厚労 次郎

LGWAN

厚労 太郎

100-8916

東京都厚生労働市霧が関 1 - 2 - 2

03-5253-1111(0000)

kaigohyokasien@mhlw.go.jp

なお、既に他の業務でW I S H - I Dを取得されている場合も、新しいW I S H - I Dが必要となりますのでご留意下さい

2. システムの接続方法について、

- LGWANを経由しての接続を希望されている方については3. へお進み下さい。
- ダイヤルアップ接続を希望される方については4. へお進み下さい。
- LGWAN、ダイヤルアップのいずれの接続方法も難しい場合にはI 2. (3) の問い合わせまでお問い合わせ下さい。

3. LGWANを経由して接続を予定されている方

- ・ LGWANに接続できる環境をお持ちでない方は、  
LGWANに接続できる環境をご用意下さい。
- ・ LGWANに参加されていない方は、  
LGWANの参加手続きをお願いします。

大変恐縮ですが、LGWANの参加手続きについては、  
財団法人日本自治情報センターのホームページ

<http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/>

に掲載されている、(参考) におつけた

<http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/15,8844,39.html>

等のLGWANへの参加の手続きを参考に作業をお願いいたします。

なお、すでにLGWANに参加しており、LGWAN経由での接続が可能な場合は、今回、更なる作業は発生しません。

#### 4. ダイヤルアップ接続を予定されている方

- ・ ダイヤルアップ接続できる環境をお持ちでない方はダイヤルアップ接続できる環境をご用意下さい。
- ・ W I S H - I D 取得後のダイヤルアップ接続の申請については当方はなく W I S H 事務局（統計情報部）へ申請手続きをお願いします接続には接続料金が発生することにご留意下さい。  
（10円／1分等のいくつかのプランがあります。）

具体的な申請手続きですが、後日利用者登録いただいた方のうちダイヤルアップ接続を予定された方に、指定された様式をお送りします。必要事項を記入の上、W I S H 事務局の担当である

W I S H 事務局メールアドレス      WISH-HP@mhlw.go.jp

へ直接メールに添付してお送りください。

当申請は、ダイヤルアップ接続の利用・解約等についての統合ネットワーク（ソフトバンク社）との契約のための申請となります。W I S H 事務局が受理した当該申請は、内容確認の上、W I S H 事務局ら統合ネットワークへ転送します。後日、統合ネットワークから様に記入されたご担当者様へ連絡が入りますので、各自治体でのご対応をお願いします。

### Ⅲ 変更・データの移行に伴う作業

平成23年3月末で終了する現行の支援システムに登録されたデータについて、新しい支援システムへの移行は行わない予定です。このため、

- ①平成23年3月末までに、現行の支援システムにおいて、全ての帳票、アプリケーションについてダウンロードを行うこと、
- ②平成23年4月以後、過去分のデータを新しい支援システムに反映される場合、再度データ登録を行うこと、

が必要となります。また、新しい支援システムの業務アプリケーション及

び帳票のダウンロード方法、利用方法等の詳細は、利用者に追って周知する予定です。

#### IV システムの表示内容の違いに伴う作業

政策指標等の表示内容については、レイアウト等が変わるものの大幅な変更は行わない予定ですが、表示位置等が変更される可能性が高いため、現在の支援システムのエクセルから、位置を指定してリンクを張っている等の場合は、リンクの張り直し等が必要となります。

# LGWANへの参加の手続き

|     |                                     |   |
|-----|-------------------------------------|---|
| 1   | 参加申込からLGWANサービス利用までの手続き             | 1 |
|     | (1)参加申込から参加申込受理(参加決定)               | 1 |
|     | (2)参加申込受理(参加決定)からLGWANサービス利用開始      | 2 |
| 2   | LGWANへの参加に当たって必要となる措置               | 3 |
| 2.1 | LGWANに参加する際に新規に調達する機器等              | 3 |
|     | (1) LGWANに参加する際に新規に調達する機器等          | 4 |
|     | (2) LGWANを利用する際に必須となる条件、機器及び設備等     | 5 |
|     | (3) LGWANサービス提供設備を設置するための電源工事及び空調工事 | 5 |
| 2.2 | 経常的費用                               | 6 |
| 2.3 | 地方公共団体行政専用ドメイン名取得に係る費用              | 6 |
| 2.4 | その他の費用                              | 6 |
| 2.5 | 規程類の整備                              | 6 |

1 参加申込からLGWANサービス利用までの手続き

(1)参加申込から参加申込受理（参加決定）

- ① LGWANに参加を希望する地方公共団体は、取りまとめ窓口である広域行政ネットワーク運営主体としての都道府県（以下「参加手続窓口」という。）より、次のものを入手する。
- ・ 総合行政ネットワーク基本要綱
  - ・ 総合行政ネットワーク参加約款
  - ・ 総合行政ネットワーク参加申込書
  - ・ 総合行政ネットワーク接続仕様書
  - ・ 総合行政ネットワーク利用ガイドライン
- ② 地方公共団体は、参加約款の内容を合意の上、団体内の環境をLGWANサービス提供設備を設置するためのファシリティ条件、地方公共団体内ネットワークとLGWANサービス提供設備を接続するためのセキュリティ条件を満たすように整備し次の書類に必要事項を記入して、参加手続窓口へ提出する。
- ・ 総合行政ネットワーク参加申込書
  - ・ LGWANサービス提供設備設置に係るファシリティ条件確認票
  - ・ 地方公共団体ネットワークとLGWANサービス提供設備との接続に係るセキュリティ条件確認票
  - ・ 地方公共団体内ネットワークアドレス確認票
- ③ 参加手続窓口は、提出書類の内容の確認を行った上、記入漏れや不備のないことを確認し、LGWAN運営主体に送付する。運営主体は、その内容がLGWAN基本要綱又はLGWAN参加約款の規定に抵触するおそれのある場合を除いて申込を受理し、その旨を参加手続窓口を通じて地方公共団体に通知する。

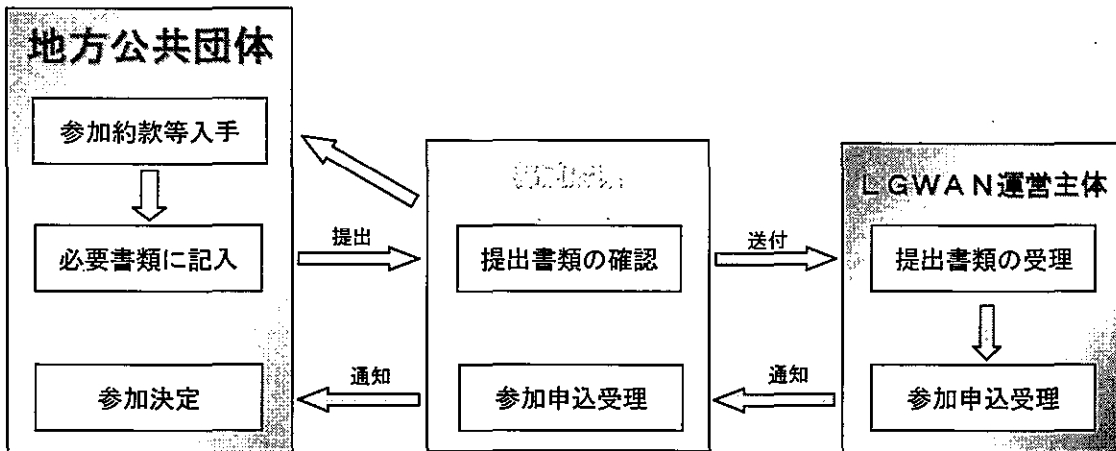


図 1.1 参加申込～参加申込受理（参加決定）までの流れ

(2)参加申込受理（参加決定）からLGWANサービス利用開始

- ① 参加申込受理の通知を受けた地方公共団体は、以下の設備、機器を選定、調達する。
  - ・ LGWANサービス提供設備
  - ・ ICカード及びICカード読取装置
  - ・ LGWANアクセス回線
  - ・ 地方公共団体内ネットワークとLGWANサービス提供設備を接続するためのネットワークケーブル
- ② LGWAN運営主体は、地方公共団体において①の設備、機器の調達、導入（ICカード及びICカード読取装置は除く）が完了し、LGWANアクセス回線が開通した段階で、LGWANと地方公共団体内ネットワーク間での接続試験を実施する。
- ③ LGWAN運営主体は、接続確認試験において地方公共団体内ネットワークとLGWAN間での接続に支障がないことを確認した後、地方公共団体に対してLGWANサービス利用開始を通知する。

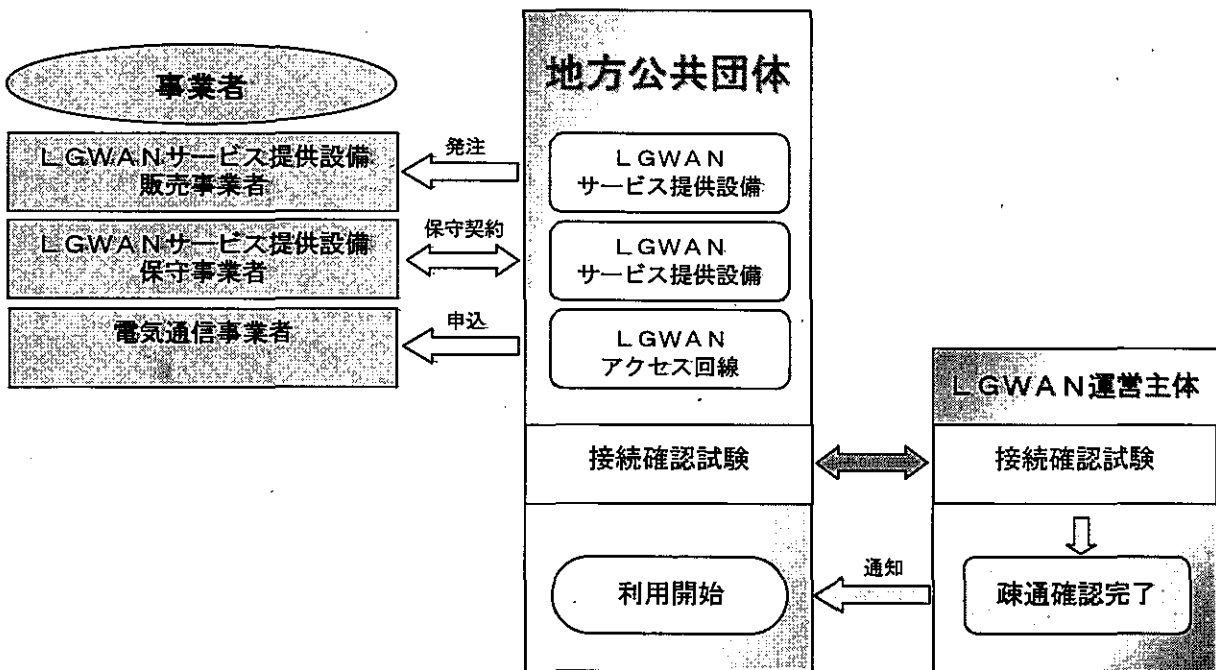


図 1.2 参加申込受理（参加決定）～LGWANサービス利用開始まで

## 2 LGWANへの参加に当たって必要となる措置

地方公共団体は、LGWANに参加し、サービスを利用するに当たって、LGWANアクセス回線、LGWANサービス提供設備、ICカード及びICカード読取装置等に係る費用を負担する。

### 2.1 LGWANに参加する際に新規に調達する機器等

地方公共団体は、LGWANに参加する際に、以下の初期費用を負担することになる。初期費用は、それぞれの契約を締結した事業者に対して、当該契約に基づき直接支払うものとする。LGWANのサービスを利用するために必要な構成は、図 2.1 のとおりである。

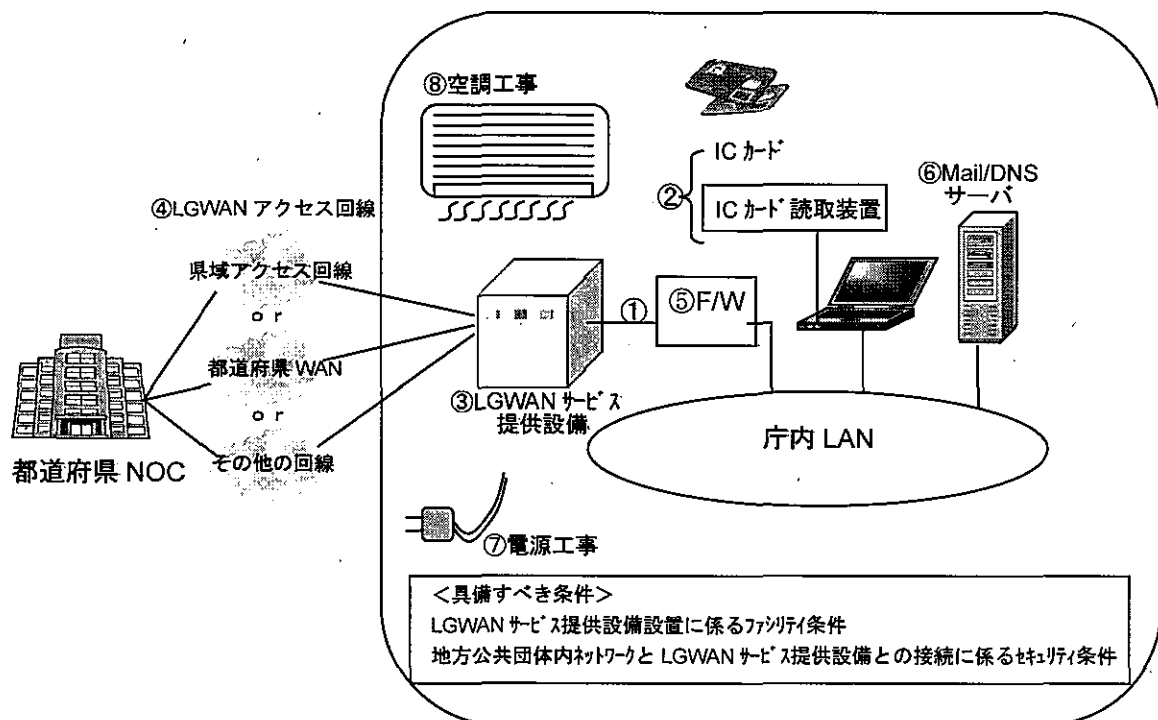


図 2.1 LGWANのサービスを利用するために必要な構成

(1) LGWANに参加する際に新規に調達する機器等

- ①ネットワーク接続用ケーブル（図 2.1 の①）  
 地方公共団体内ネットワークとLGWANサービス提供設備を接続するためのケーブル。
- ②ICカード読取装置、ICカード（図 2.1 の②）  
 LGWAN電子文書交換等のLGWANの認証基盤を使用する際に必要となる機器。
- ③LGWANサービス提供設備（図 2.1 の③）  
 地方公共団体内ネットワークとLGWANを接続するための設備であり、1 地方公共団体に  
 つき、必ず1台設置しなければならない。サービス提供装置、ルータ、UPS（無停電電源装  
 置）、監視・制御装置、ラックにより構成される。
- （ア）サービス提供装置  
 LGWANアクセス回線との接続、VPN（暗号化・トンネリング）、ファイアウォール、  
 NAT（アドレス変換）、DNS（アドレス解決）、SMTP（メール）、NTP（時刻同  
 期）等を統合的に行う装置で、遠隔監視、遠隔操作に対応したエージェント機能を備える。
- （イ）ルータ  
 ルータは、LGWANと地方公共団体相互間の接続を可能とするルーティングを行い、  
 暗号化機能を有する。
- （ウ）UPS（無停電電源装置）  
 UPS（無停電電源装置）は、LGWANサービス提供設備内機器の電源バックアップ  
 を行う。
- （エ）監視・制御装置  
 監視・制御装置は、全国NOCに設置されているリモート監視装置への動作状況の通知、  
 リモート監視装置からの遠隔操作指示による機能制御、電源制御（停止のみ）を行い、温  
 度異常、停電等の異常発生時に、単体で自動的に電源制御を行う。
- （オ）ラック  
 LGWANサービス提供設備を構成する各装置は、専用の19インチラックに収容する。
- ④LGWANアクセス回線（図 2.1 の④）  
 LGWANサービス提供設備と都道府県NOCを接続するための回線で、県域アクセス回線、  
 都道府県WAN又はその他の回線のいずれかを選択する。
- （ア）県域アクセス回線  
 LGWAN運営主体が整備するバックボーン回線に接続可能な回線
- （イ）都道府県WAN  
 都道府県が独自に整備するネットワーク回線網
- （ウ）その他の回線  
 前2号に掲げる以外の回線

(2) LGWANを利用する際に必須となる条件、機器及び設備等

① LGWANサービス提供設備設置場所ファシリティ条件

LGWANにおいて均一性、均質性のある最高のセキュリティレベルを保つために、LGWANサービス提供設備の設置場所において要求される最低限のファシリティ条件。参加申込に当たっては、すべての条件を満たすファシリティを確保する。

② 地方公共団体内ネットワークとLGWANサービス提供設備との接続に係るセキュリティ条件

LGWANにおいて均一性、均質性のある最高のセキュリティレベルを保つために、地方公共団体内ネットワークとLGWANサービス提供設備との接続において要求されるセキュリティ条件。参加申込に当たっては、すべてのセキュリティ条件を満たす環境を整備する。

③ F/W (ファイアウォール) (図 2.1 の⑤)

地方公共団体内ネットワークとLGWANサービス提供設備の間に設置するファイアウォール機能を有した通信機器。地方公共団体内ネットワークから見ると、LGWANは外部ネットワークとなるため、外部からの不正アクセスを防止する。

④ メールサーバ<sup>1</sup>、DNSサーバ<sup>2</sup> (図 2.1 の⑥)

LGWANサービス提供設備には、メールサーバ、DNSサーバの機能はないため、LGWANの電子メール及び電子文書交換サービスを利用するために必要となるもの。

(3) LGWANサービス提供設備を設置するための電源工事及び空調工事

① 電源工事及び空調工事 (図 2.1 の⑦、⑧)

LGWANサービス提供設備を設置するために電源工事と空調工事が必要となる。

<sup>1</sup> メールサーバ：インターネット上に常に接続され、自ネットワーク内のユーザの電子メールの送信や受信を行うコンピュータをいう。

<sup>2</sup> DNSサーバ：インターネット上でのコンピュータの名前にあたるドメイン名を、住所にあたる IP アドレスと呼ばれる 4 つの数字の列に変換するコンピュータをいう。

## 2.2 経常的費用

地方公共団体は、LGWANの利用に際して、経常的に以下の費用を負担する。これらの費用は、それぞれの契約を締結した事業者に対して、当該契約に基づき直接支払う。

- (1) LGWANアクセス回線使用料
- (2) LGWANサービス提供設備に係る費用

## 2.3 地方公共団体行政専用ドメイン名取得に係る費用

それぞれの地方公共団体は、LGWANへの接続に当たり、LGWAN参加約款第10条に基づき、LG.JPドメイン名を登録申請し、取得したドメイン名を使用してLGWANと接続しなくてはならない。

LG.JPドメイン名の登録費や年間維持費は、LGWANの運営にかかる負担金で一括して支払われており、各参加団体における個別の費用負担金は発生しない。

## 2.4 その他の費用

2.1～2.3 の他に、地方公共団体内ネットワークの管理体制やLGWANサービス提供設備の設置場所等の事情により、地方公共団体内ネットワークの設定変更、ファイアウォールの設置・設定変更、メール/DNSサーバの整備及びファシリティ整備等の費用を必要とする場合がある。

## 2.5 規程類の整備

(1)規程類でLGWANに関する事項を定める必要がある。

### 例：事務分掌→組織条例・組織規程

入退室管理→庁内管理規則  
電子文書の收受及び保管・保存→文書管理規程  
電子署名→公印規程

(2) LGWANの接続に関し、参加団体内ネットワークのセキュリティポリシーの見直しが必要な場合がある。

(3) LGPKI登録分局を設置する必要がある。

「地方公共団体における組織認証基盤 (LGPKI) について」は、以下のURLをご覧ください。

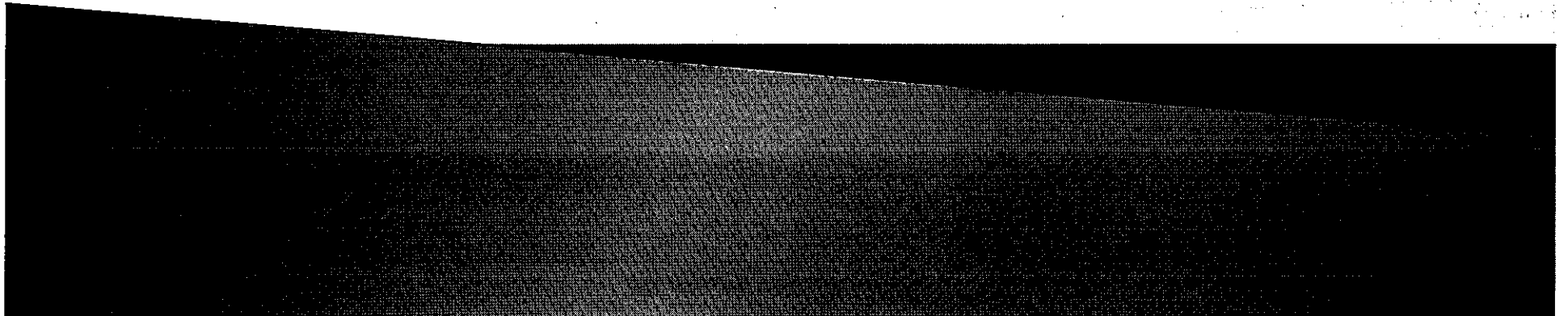
<http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/15,4108,42.html>

## 現行「介護政策評価支援システム」都道府県別登録率上位

| 都道府県名 | 登録済件数(※) | 保険者数 | 登録割合  |
|-------|----------|------|-------|
| 大阪府   | 38       | 41   | 92.7% |
| 広島県   | 19       | 23   | 82.6% |
| 福岡県   | 23       | 28   | 82.1% |
| 青森県   | 32       | 40   | 80.0% |
| 愛媛県   | 16       | 20   | 80.0% |

※ 登録項目には「手入力項目」と「平成20年4月」「平成20年10月」「平成21年4月」の各サービスデータの登録の4点があり、登録済件数はこれら4点すべてについて登録した保険者の数である。  
(資料)地域ケア政策ネットワークより

# 介護政策評価支援システムの 活用について

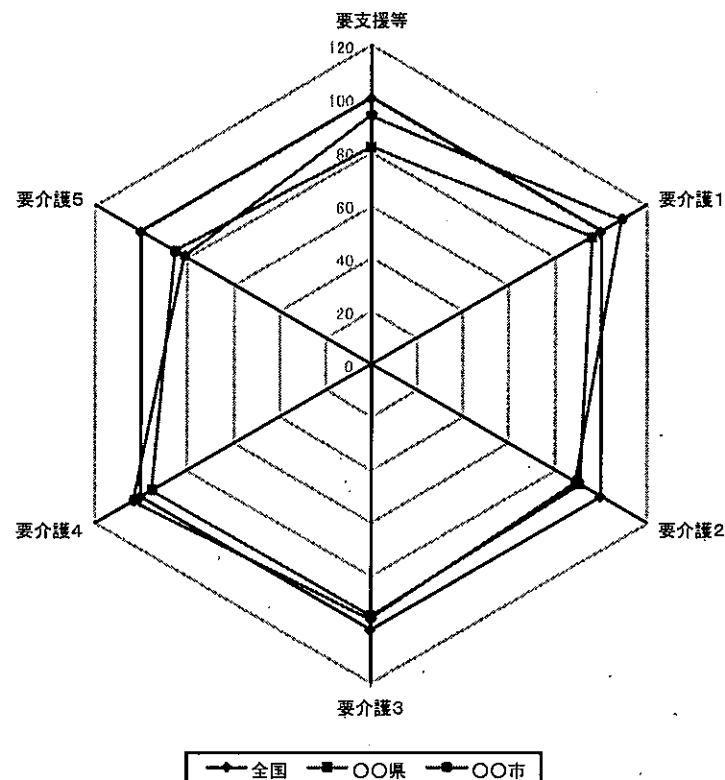


# 1. 介護保険事業計画策定等に利用

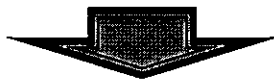
- ▶ 介護政策評価支援システムを活用することにより、現在の状況を確認できることから、今後の方向性を定めることが可能となる。次ページ以下に具体的なイメージをいくつか示す。(図はイメージであり、実際のシステムとは異なることがある。)
- ▶ (1) 認定率のバランス分析
- ▶ (2) サービス利用のバランス分析
- ▶ (3) サービスのトータルバランス分析  
▶ (施設・在宅バランス)
- ▶ (4) 保険給付と保険料のバランス分析
- ▶ 等
- ▶ 他にも分析指標が揃えてあるため、多面的な分析が可能となっている。

## (1) 認定率のバランス分析

指標B 第1号被保険者の要介護度別認定率指数(全国平均=100)(平成21年04月)



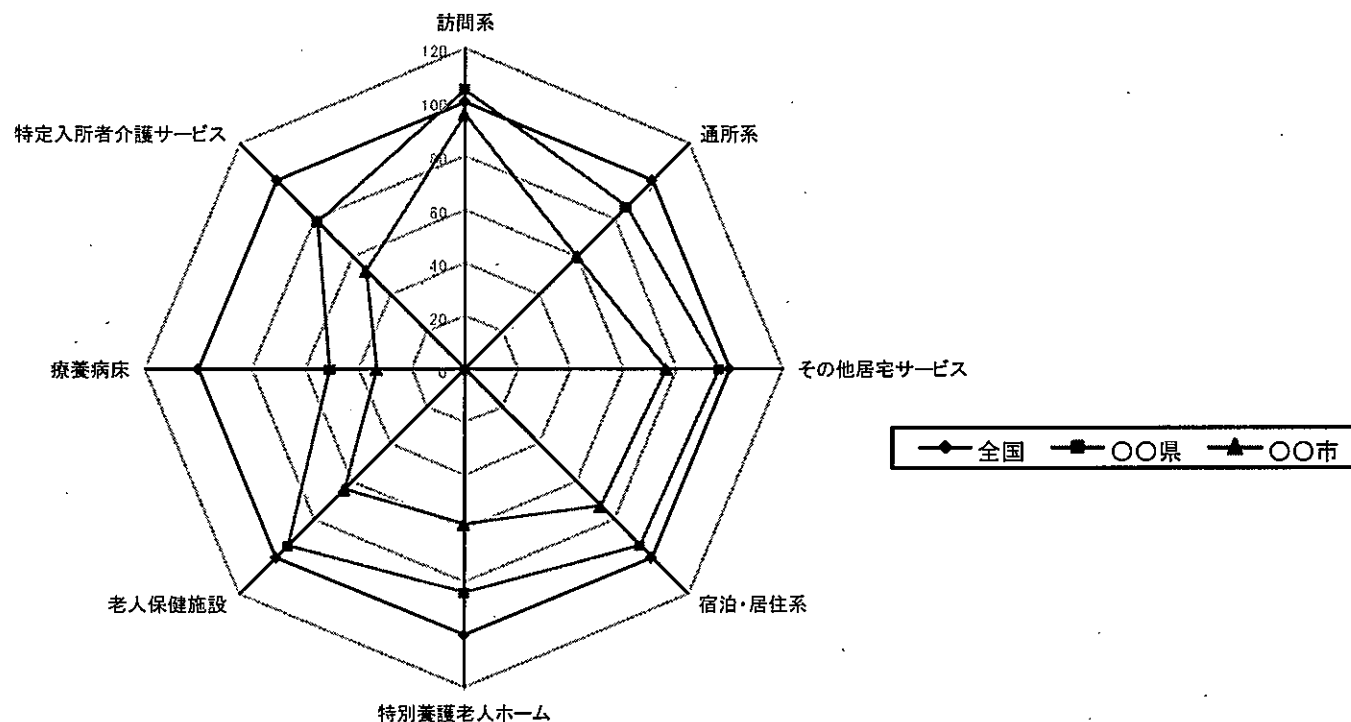
- ▶ 全国や都道府県の平均と比べた認定率の状況を確認できる。(後期高齢者の割合が高いために認定率が高くなる影響を除いた指標で比較ができる)。



- ▶ 例えば要介護度が高い場合で、地域特性や政策等の合理的理由がない場合には、このデータを根拠として計画に介護予防事業の充実やサービス提供体制の変更を盛り込む等といった利用方法がある。

## (2)ー① サービス利用のバランス分析1

指標D サービス系列別高齢者1人当たり給付指数(平成21年04月)



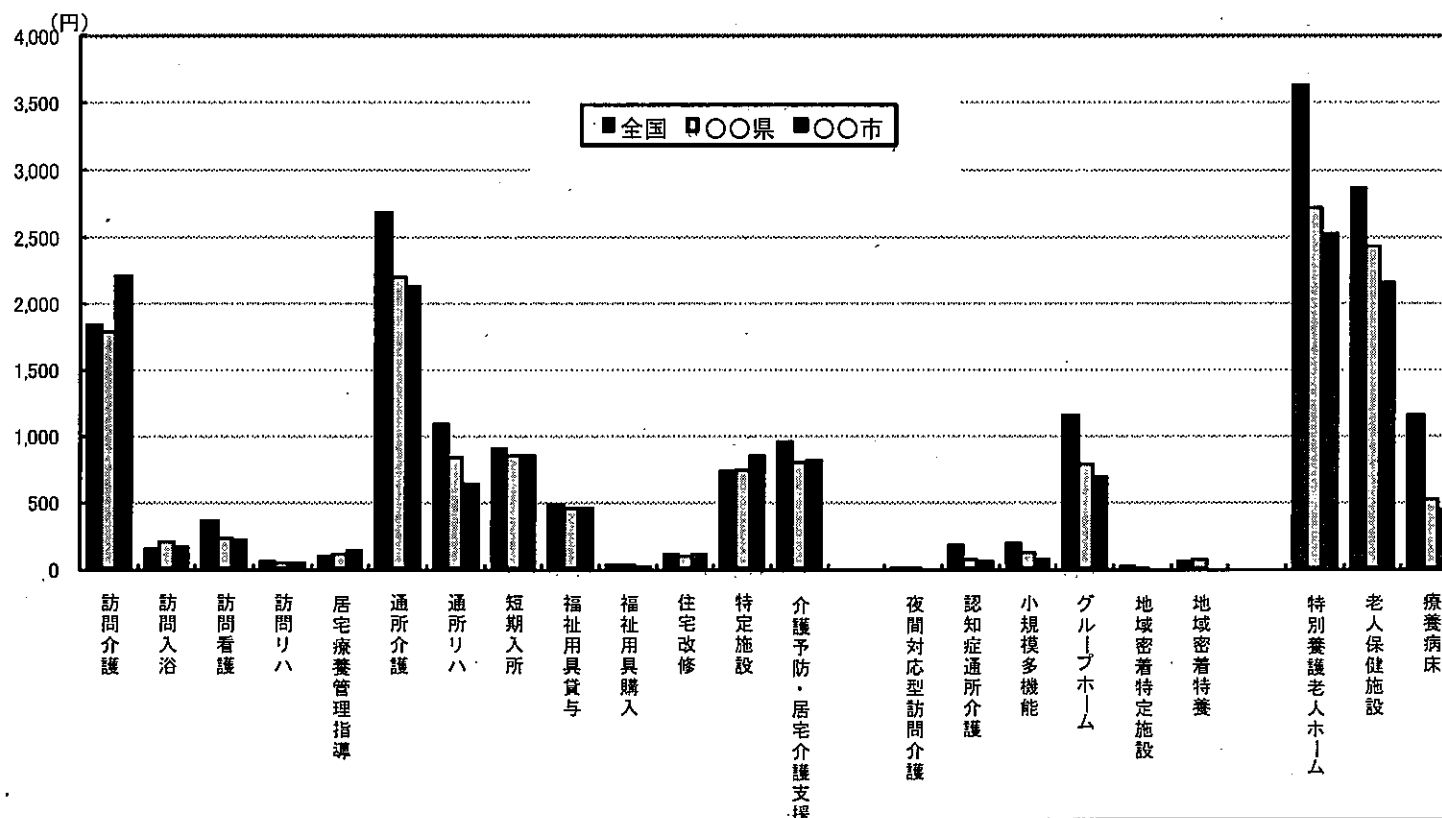
- ▶ 全国や都道府県の平均と比べたサービス系列別の給付状況が確認できる。(後期高齢者の割合が高いために給付額が高くなる影響を除いた指標で比較ができる)。



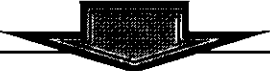
- ▶ 例えば突出して多いサービス、少ないサービスがあり、地域特性や政策などの合理的理由がない場合には、このデータを根拠として計画にサービス基盤の整備の方向性を決める等といった利用方法がある。

## (2)一② サービス利用のバランス分析2

指標E サービス種別別高齢者1人当たり給付月額(平成21年04月)



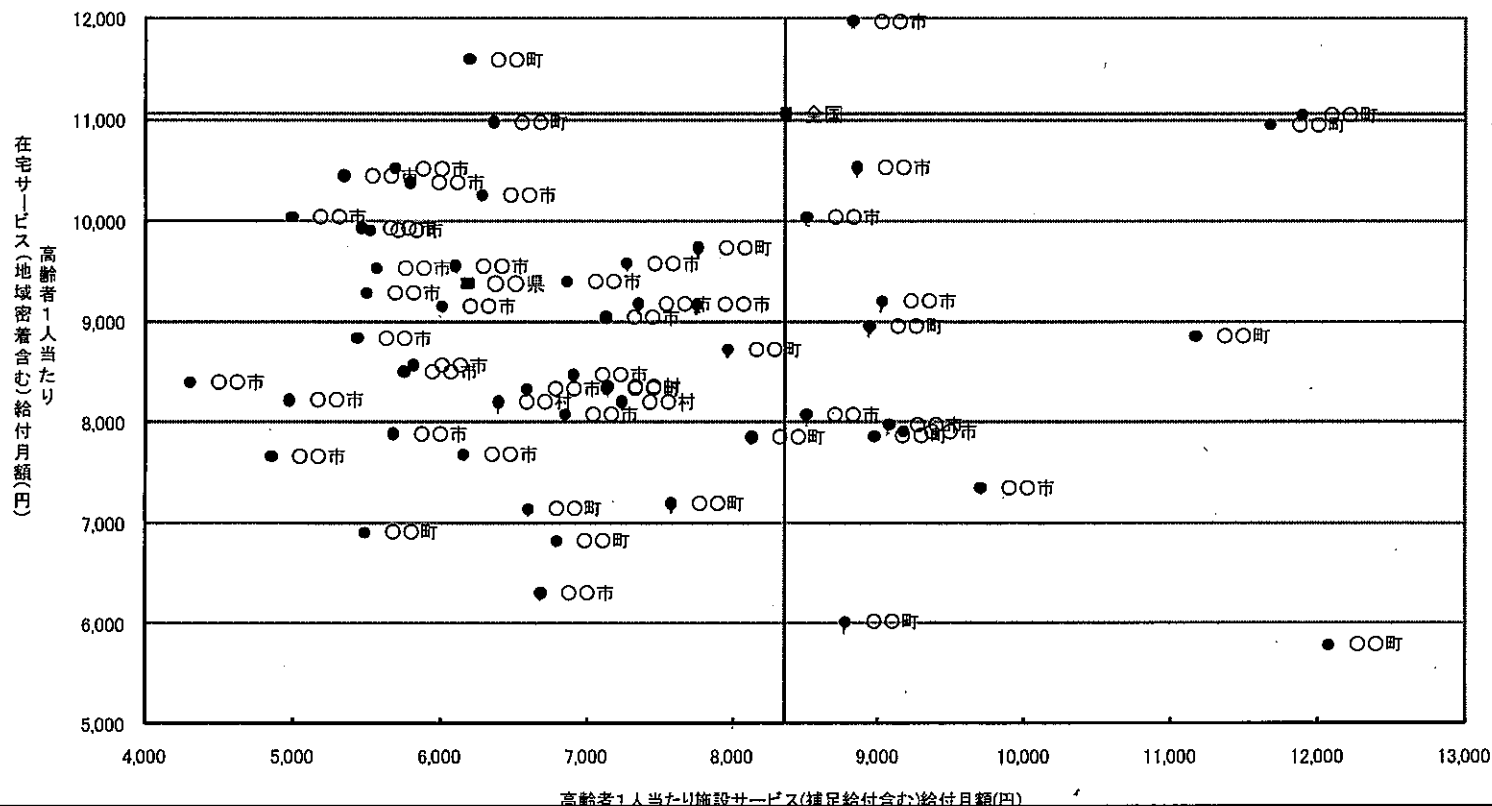
▶ 全国や都道府県の平均と比べたサービス別の給付状況が確認できる。



▶ 例えば突出して多いサービス、少ないサービスがあり、地域特性や政策等の合理的理由がない場合には、このデータを根拠として計画にサービス基盤の整備の方向性を決める等といった利用方法がある。

### (3) サービスのトータルバランス分析(施設・在宅バランス)

4-1-1 高齢者1人当たり在宅サービス・施設サービス給付月額(保険者比較)(平成21年04月)



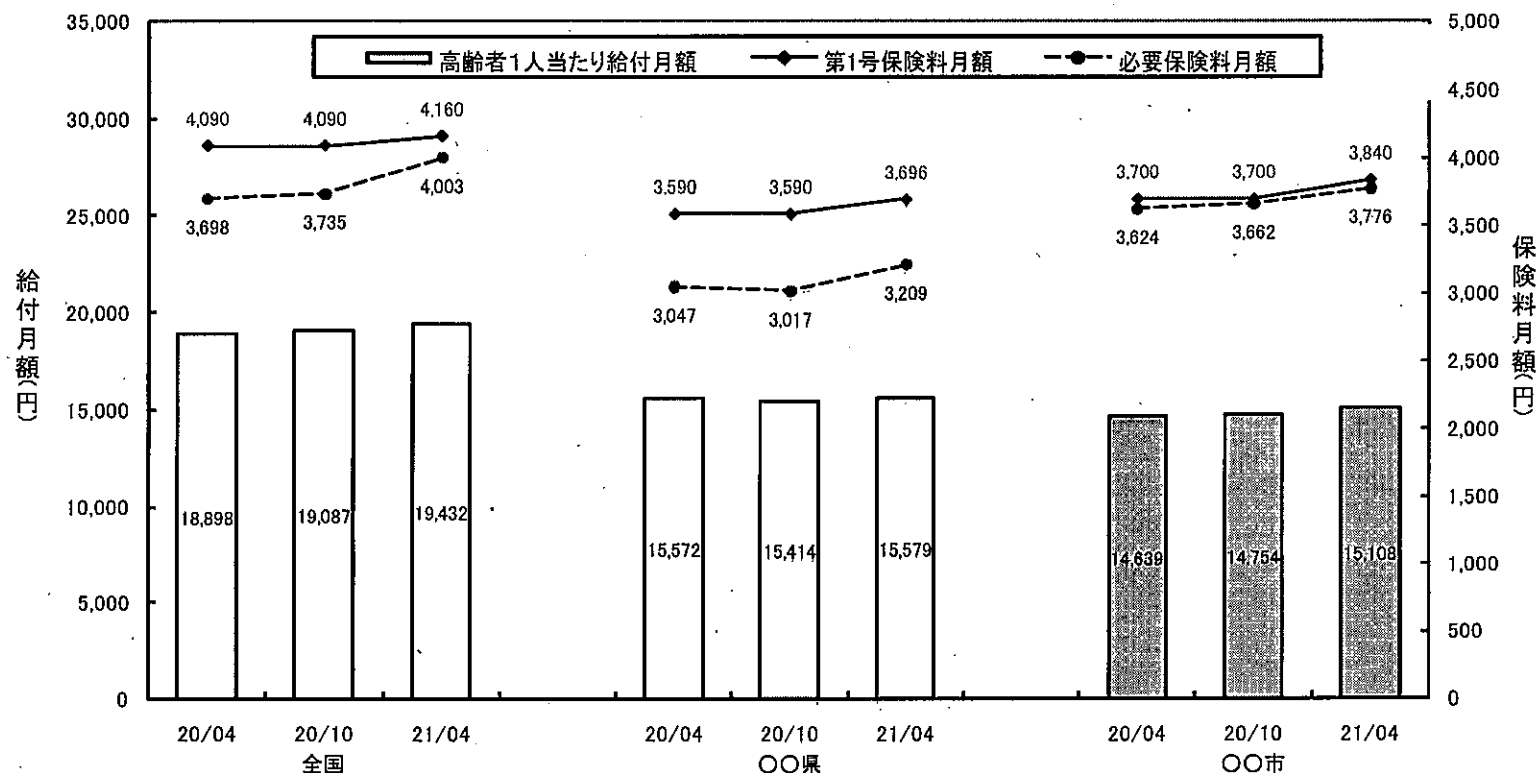
▶ 全国や都道府県の平均や近隣市町村等と比べた居宅系と施設系のバランスと給付状況が確認できる。

▶ 例えば突出して多いサービス、少ないサービスがあり、地域特性や政策などの合理的理由がない場合には、このデータを根拠として計画にサービス基盤の整備の方向性を決める等といった利用方法がある。

▶ 各都道府県においても、市町村エリア毎の各種サービス整備状況の確認が可能となり、都道府県においてもサービス基盤整備の判断に役立てることができる。

## (4) 保険給付と保険料のバランス分析

指標A 高齢者1人当たり保険給付月額・第1号保険料月額・必要保険料月額(平成21年04月)



▶ 全国や都道府県の平均と比べた保険給付と保険料の推移を確認できる。



- ・給付月額の推移等から、保険料算定の一助となる。
- ・(1)～(3)も踏まえると、保険料の説明の一助となる。例えば、給付額の高低の要因として、①要介護度別の認定率②一人当たり給付費等について見ることができ、さらに、一人当たり給付費についてどのようなサービスが要因となっているのかがわかる。

## 2. その他の利用

- ▶ ○行政基礎資料として、議会において審議される介護保険特別会計等の当初予算・補正予算の説明や住民に対する介護事業の運営状況等の説明に活用が可能。
- ▶ ○都道府県における施設の指定・認可の際等に、都道府県内の各エリアの各種サービス整備状況を参考として確認できる。